

大津町地域公共交通協議会 会長殿

2025年7月15日  
熊本地域路線バス共同経営推進室  
室長 高田晋

### 地域公共交通「法定協議会」の意見聴取のお願いについて

平素より路線バス事業の運営に対して、ご協力下さり、ありがとうございます。

熊本のバス事業者5社（九州産交バス(株)・産交バス(株)・熊本電気鉄道(株)・熊本バス(株)・熊本都市バス(株)）では、私的独占禁止法の特例を定める「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（略称：独占禁止法特例法）」に則り2021年4月より共同経営計画を実行しているところです。今回、2023年10月よりスタートした利便性の向上を目的とした「熊本市中心部の均一運賃」につきまして、別紙の通り2025年10月に実施運賃の改定をおこなうべく、共同経営変更計画を国土交通省に提出する準備を進めております。

本計画変更の手続きにおいて、独占禁止法特例法第10条第3項の規定により、貴協議会の御意見をいただく必要がございます。

ご多忙のところ大変申し訳ございませんが、2025年8月18（月）までに末尾担当宛てに別紙「回答票」にてご回答いただくと幸いです。ご協力をお願い申し上げます。

## 回 答 票

2025年7月15日付で依頼のありました、熊本地域乗合バス事業共同経営計画第3版の変更について、下記のとおり回答します。

記

意見なし

意見あり

<意見ありの場合のみ、意見を記載ください>

代表者

協議会名\_\_\_\_\_

職・氏名\_\_\_\_\_

# 熊本地域乗合バス事業共同経営計画（第3版 令和7年10月変更届出）の概要

## 1. 申請者\_変更なし

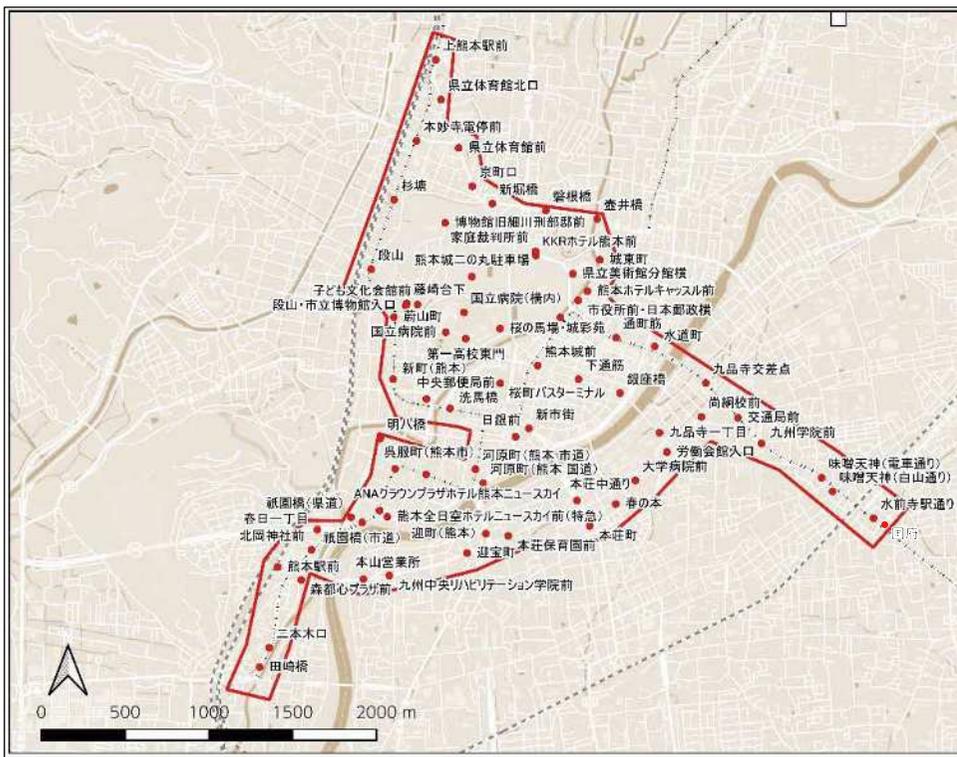
- 九州産交バス(株) ・ 産交バス(株)
- 熊本電気鉄道(株) ・ 熊本バス(株) ・ 熊本都市バス(株)

## 2. 実施期間\_変更なし

令和5年10月1日～令和8年9月30日

## 3. 計画区域\_変更なし

熊本市都心部の下図の赤枠：市電並走区間（新水前寺～上熊本・田崎橋）のバス運賃を均一運賃とする。



■ 計画区域 ■

## 4. 対象路線\_変更なし

計画区域内に乗り入れる申請者の路線バス（69路線）

### ■ 行為対象路線 ■

運行事業者	路線	運行事業者	路線
九州産交バス	県庁沼山津・木山線	熊本バス	通潤山荘線
	健軍沼山津・木山線		辺場線
	八反田線		御船甲佐線
	二里木線		健軍線
	東バイパス線		江津団地線
	供合線		セイラタウン線
	山鹿線		城南線
	植木線		宇土線
	富尾団地線		松橋線
	川尻市道線		志導寺線
	川尻国道線		下安見線
	熊本港線		段鶴線
	通町筋直行		画図線
	産交バス		東無田御船線
西里和泉線		流通団地線	
池ノ上線		中央環状線	
白藤線		長溝団地線	
県庁川尻線		本山車庫線	
河内小天線		八王寺環状線	
芳野線		子飼渡瀬線	
植木玉名線		大江城西線	
たかもり号	上熊本車庫線		
熊本電気鉄道	菊池線	花園柿原線	
	立石線	上熊本県庁線	
	新地団地線	上熊本水前寺線	
	堀川楠線	帯山線	
	清水ヶ丘線	島崎保田窪線	
	楠団地線	熊本駅県庁線	
	高平団地線	熊本駅保田窪線	
	藤崎宮線	小峯京塚線	
	県庁線	渡鹿長嶺・東西線	
		熊本駅長嶺線	



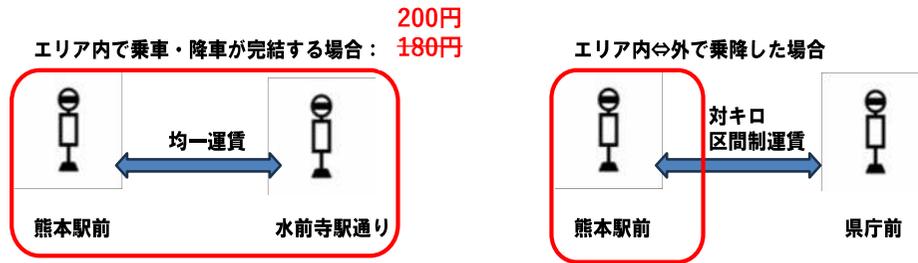
## 5. 共同経営の内容

### 5-1. 実施概要

対象路線のうち、**対象区域内で完結する**路線バスの運賃を**180円**均一とすることにより、区域内を運行する路線バスと市電の運賃を同一にする。

(1) **路線バス**：現状では、対象区域内の路線バス運賃は、180円均一となっている。**これを200円均一に変更する。**

(2) **市電**：現状（令和7年6月）において、200円均一。



### 5-3. 区域設定の考え方 変更なし

- ◆ 交通結節点である3駅（熊本駅、上熊本駅、新水前寺駅）と、中心市街地を結ぶ路線の運行区域として設定した。

## 6. 共同経営の目標

均一運賃の実施による運賃収入の増加により、5社の路線バス全体で以下のとおりの収支改善を見込む。

200円への値上げ分の増収：年間約6.6百万円の収支改善見込み

計画未実施の場合との差：年間約18.9百万円の収支改善見込み

（内訳：当初約12百万円の改善に今回の200円へ値上げ分約6.6百万円改善を追加）

### 5-2. 基本的な考え方\_変更なし

- ◆ 路線バス利用者は30年間で約1/3に減少し、さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響によって状況が深刻化したため、路線維持が極めて困難な状況に直面している。このため県内バス事業者5社は、令和3年3月以降、熊本市内5方面の重複区間の効率化と待ち時間の平準化を行う熊本地域乗合バス事業共同経営計画の策定を始め、共通定期券の実施等共同経営事業を展開している。

- ◆ 一方、熊本市の主要幹線である電車通りでは以下3点が課題となっている。①市電はピーク時供給不足、バスは全時間帯過供給、②市内都心部は運賃・所要時間等同等のサービスにも関わらず需要が市電に偏っている③市電とバスの一括した情報提供がなされていない、といった点があげられる。

参考) 新水前寺駅～市役所前の運賃と所要時間(2025年6月時点)  
市電：200円、14分    バス：180円、11～14分

- ◆ 都心部における路線バス均一運賃を市電と統一することで、わかりやすく利用しやすい運賃体系を実現し、バスと市電が連携し「路線」「運賃」「乗継拠点」「情報提供」の観点から、他にも様々な改善策を実施することによって、持続可能な交通体系の再構築に繋げるものである。

### 参考) 熊本市都心部のバスと市電の連携策メニュー

市電：折返し運行による輸送力強化	路線	商品
バス：過供給区間の輸送の効率化		
市電：運賃改定	運賃	サービス
バス：熊本市都心部に均一運賃制導入		
結節点の機能強化	乗継拠点	快適性
利用者目線に立った情報提供	情報提供	分かりやすさ

○地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律

(令和二年五月二十七日)

(法律第三十二号)

(共同経営に関する協定の締結の認可)

第九条 地域一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者又は公共交通事業者（以下「地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」と総称する。）との間で、基盤的サービスの提供のために次に掲げる行為を行うことを内容とする共同経営に関する協定の締結を行おうとするときは、当該他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等と共同して、当該協定の締結について国土交通大臣の認可を受けることができる。

- 一 地域において公共交通網を形成する路線若しくは運行系統、航路又は営業区域（以下この項及び次条第一項第二号において「路線等」という。）の全部又は一部について、共同して、期間、区間、利用回数その他の条件を定めて、利用者が当該条件の範囲内で当該全部又は一部の路線等を利用することができる定額の運賃又は料金を設定する行為その他これに類する運賃又は料金を設定する行為
- 二 地域において公共交通網を形成する路線等のうち、共同し、又は分担して運送サービスを提供する路線等を定める行為
- 三 地域において公共交通網を形成する路線等の全部又は一部について、共同して、運行回数又は運行時刻を設定する行為（運行回数の制限を伴うものに限る。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、地域において公共交通網を形成する路線等の全部又は一部について、共同して、運賃若しくは料金又は路線等を定める行為その他の行為として政令で定めるもの

2・3 (略)

(共同経営計画)

第十条 前条第一項の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、共同して、国土交通省令で定めるところにより、同項の協定に基づく共同経営に関し、次に掲げる事項を定めた計画（以下「共同経営計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 共同経営計画の区域（以下この条及び次条第一項において「計画区域」という。）及び当該計画区域内において共同経営の対象とする路線等
- 三 共同経営に関する協定に定められる前条第一項各号に掲げる行為の内容
- 四 前号の行為を行うに際し、あらかじめ、運行回数、運行距離その他の事項を勘案して、共同経営

に関する協定の当事者となる地域一般乗合旅客自動車運送事業者等（以下「協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」という。）の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項

五 共同経営の目標に関する次に掲げる事項

イ 基盤的サービスに係る事業の収益性の向上の程度、当該事業に従事する人員数又は当該事業に用いる車両数に係る効率の向上の程度その他の当該事業の改善に係る目標に関する事項

ロ イの事業の改善に応じた計画区域内における基盤的サービスの提供の維持に係る目標として国土交通省令で定めるものに関する事項

六 共同経営の実施期間

七 前各号に掲げるもののほか、共同経営に関し必要な事項

2 共同経営計画には、計画区域内における地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る事業の路線ごとの収支の状況その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 前条第一項の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該申請に係る共同経営計画について、当該各号に定める者の意見を聴かななければならない。

一 計画区域の存する市町村（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画（次号において単に「地域公共交通計画」という。）を作成しているものに限る。）が同法第六条第一項に規定する協議会（以下この項において単に「協議会」という。）を組織している場合 当該市町村が組織する協議会

二 計画区域の存する市町村の全部又は一部が協議会を組織していない場合であって、当該市町村の存する都道府県（当該市町村の区域内について地域公共交通計画を作成しているものに限る。）が協議会を組織している場合 当該都道府県が組織する協議会

三 前二号のいずれにも該当しない場合 前二号に定める協議会に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの